

平成 20 年

第 4 回市議会定例会 議案第 19 号

函館市企業立地の促進に関する条例の制定について  
函館市企業立地の促進に関する条例を次のように定める。

平成 20 年 12 月 4 日提出

函館市長 西 尾 正 範

### 函館市企業立地の促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、企業立地の促進に関し、市の責務を明らかにし、および基本方針を定めるとともに、企業立地を行う者に対する助成措置を講ずることにより、安定的な雇用機会の創出および産業集積の活性化を図り、もって本市の経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地 事業者が、市内でその事業の用に供する工場、事業場その他の施設（規則で定めるものに限る。第 5 条第 1 項において「工場等」という。）の新設または増設（規則で定める新設または増設に限る。同項において同じ。）を行うことをいう。

(2) 産業集積 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において同種の事業またはこれと関連性が高い事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、次条に規定する基本方針に基づき、企業立地の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、必要な情報の収集および提供を行うとともに、国、北海道その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

( 施策の基本方針 )

第 4 条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、企業立地の促進に関する施策を推進するものとする。

- (1) 本市の地域特性に応じた産業集積の活性化を図ること。
- (2) 生産性の向上および技術の高度化に積極的に取り組む産業の振興を図ること。
- (3) 成長発展が期待される産業の創出および発展を図ること。

( 助成措置 )

第 5 条 市長は、企業立地を促進するため、市内で工場等の新設または増設を行う者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- 2 前項に規定する補助金の交付に当たっては、安定的な雇用機会が創出され、かつ、産業基盤が整備された地域への企業立地を促進する等産業集積の活性化を促進するよう、北海道と連携をとって行うものとする。

( 補助金の不交付 )

第 6 条 前条の補助金は、函館市中小企業振興条例（昭和 46 年函館市条例第 4 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づく補助金を受けた者に対しては、交付しない。

( 規則への委任 )

第 7 条 この条例に規定する補助金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。  
( 函館市工業振興促進条例の廃止 )
- 2 函館市工業振興促進条例（昭和 59 年函館市条例第 2 号）は、廃止する。  
( 函館市工業振興促進条例の廃止に伴う経過措置 )
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市工業振興

促進条例（以下「廃止前の条例」という。）第4条第2項，第6条第2項および第7条の2第2項の規定により指定を受けている事業者に係る補助金の交付，地位の承継等については，なお従前の例による。

- 4 廃止前の条例第3条第1項第1号に規定する工場等設置補助金であって廃止前の条例第9条第1号の規定による交付時期が平成22年度以降であるものについての交付時期は，前項の規定にかかわらず，平成21年度とする。この場合における廃止前の条例第5条第2項の規定の適用については，同項中「交付しない」とあるのは，「返還しなければならない」とする。

（函館市中小企業振興条例の一部改正）

- 5 函館市中小企業振興条例の一部を次のように改正する。

第5条の2中「函館市工業振興促進条例（昭和59年函館市条例第2号）」を「函館市企業立地の促進に関する条例（平成20年函館市条例第 号）」に改める。

（提案理由）

企業立地の促進に関し，市の責務を明らかにし，および基本方針を定めるとともに，企業立地を行う者に対する助成措置を講ずるため

## 函館市企業立地の促進に関する条例施行規則大綱

- 1 用語の定義について
- 2 助成措置の対象施設について
- 3 投資額または雇用増の算定について
- 4 立地計画の認定について
- 5 認定計画の変更について
- 6 認定事業者の地位の承継について
- 7 報告の徴収について
- 8 認定の辞退について
- 9 認定の取消しについて
- 10 補助金の交付について
- 11 補助金の交付の申請等について
- 12 補助金の使途について
- 13 操業等の状況の報告について
- 14 操業等の休止等の届出について
- 15 補助金の交付の決定の取消し等について